

人権基本方針

2026 年 10 月 1 日 制定

奥村組土木興業株式会社は、経営理念「ナイスワーク・ナイスコミュニケーション」に基づき、すべての人の基本的人権と人格を尊重します。法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権の考え方を尊重し、人権侵害を容認しない企業文化の確立に取り組みます。

1. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員に適用します。また、協力会社を含む取引先の皆様にも、本方針への理解と協力をお願いし、人権尊重の取組みを共に推進します。

2. 人権尊重と差別の禁止

当社は、事業活動に関わるすべての人々の人権と人格を尊重します。人種・国籍・年齢・性別・宗教・性的指向・障がいの有無その他を理由とする不当な差別、ハラスメント、強制労働および児童労働を認めず、公正で互いに尊重し合える職場環境の実現に努めます。

3. 人権への負の影響の防止および軽減

当社は、事業活動における人権への負の影響の把握に努め、その防止および軽減に努めます。当社の事業活動が人権への負の影響を引き起こし、または助長したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通じて救済と是正に取り組みます。

4. 相談・通報

当社は、人権に関する相談および通報を受け付ける体制を整備し、相談者および通報者の秘密を守るとともに、相談または通報を理由とする不利益な取扱いを行いません。

5. 教育・継続的改善

当社は、本方針が役員および従業員に理解され、事業活動に定着するよう、継続的な教育・啓発を行います。また、取組み状況を確認し、必要に応じて改善します。

奥村組土木興業株式会社